公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１４号
福岡県飯塚市上三緒599番地１　ＩＭビル302号
債務者　原中　康太
１　決定年月日時　平成27年３月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第１５号
福岡県飯塚市上三緒599番地１　ＩＭビル302号
債務者　原中　由実
１　決定年月日時　平成27年３月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第７号
福岡県宮若市沼口836番地１　デューク沼口Ｆ103
債務者　大森　博文
１　決定年月日時　平成27年３月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第３号
大分県豊後大野市三重町芦刈481番地20　市営東営住宅Ｎ－104
債務者　佐藤　正夫
１　決定年月日時　平成27年３月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで　大分地方裁判所竹田支部

平成２７年（フ）第４号
大分県竹田市久住町大字栢木574―34　ヴァル・ド・グラスくじゅう、住民票上の住所大分県竹田市久住町大字栢木6026番地２　大久保病院内
債務者　齋藤　　榮
１　決定年月日時　平成27年３月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで　大分地方裁判所竹田支部

平成２７年（フ）第３７号
鹿児島県鹿児島市和田１丁目44番18号　飯野アパート202号
債務者　西川路真紀
１　決定年月日時　平成27年３月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第７２号
茨城県神栖市大野原７丁目６番13号
債務者　石神　克昭
１　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第３２６号
川崎市川崎区大島４丁目５番１号　プラムハウス301
債務者　儀間　朝子
１　決定年月日時　平成27年３月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４８４号
川崎市宮前区菅生３丁目41番16号　サニープレイスＮＯ．２―202
債務者　小野寺さやか
１　決定年月日時　平成27年３月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第５２５号
川崎市宮前区菅生３丁目31番６号
債務者　玉利　絹子
１　決定年月日時　平成27年３月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１７号
川崎市多摩区布田５番37号　レインボーハイツ203
債務者　木村　克憲
１　決定年月日時　平成27年３月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２２号
川崎市多摩区登戸2935番地15　手塚コーポＩ102
債務者　丸山　　上
１　決定年月日時　平成27年３月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３２号
川崎市川崎区中瀬３丁目15番５―304号　スカイパールマンション、前住所川崎市川崎区中島１丁目９番７号
債務者　筑城　利枝
１　決定年月日時　平成27年３月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３７号
川崎市高津区梶ケ谷５丁目８番地12　第３森コーポ102
債務者　竹田　　繁
１　決定年月日時　平成27年３月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３８号
川崎市幸区古市場１丁目56番地　伊藤ビル301
債務者　仲間　裕子
１　決定年月日時　平成27年３月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４２号
川崎市宮前区小台１丁目７番地１　エクセルアムール鷺沼602
債務者　西村　恵子
１　決定年月日時　平成27年３月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係